

○単位修得により特別支援学校免許の領域追加をする場合（法第5条の2第3項）

領域追加（単位） 【単位修得による授与】

※岐阜県が授与した免許状に限る

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	特別支援学校教諭2種・1種・専修普通免許状								
基礎資格(基礎免許状)	特別支援学校教諭2種、1種又は専修普通免許状			領域追加を希望する免許状に応じた種別であること					
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数 (免許法施行規則第7条)	特別支援教育に関する科目			2種		1種		専修	備考(留意事項)
				視覚・聴覚	知的・肢体 病弱	視覚・聴覚	知的・肢体 病弱		
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	①心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ②心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	4	2	8	4	1種免許取得必要単位数に同じ	
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	①心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ②心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	3	3	5	5		
合計修得単位数			7	5	13	9			
留意事項	<p>※領域追加できるのは、岐阜県が授与した免許状に限る。他の都道府県が授与した免許状への領域追加は、その都道府県に申請すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得単位は、基礎資格としての免許状取得の前後を問わない(基礎資格となる免許状の取得前に修得した単位も使用可) ・施行規則第10条の2第4項・第5項を適用する場合の差の単位(修得済単位との差単位)については、第2欄、第3欄の備考欄(留意事項)に掲げる単位数の差し引きも必要 ・領域追加に必要な第2欄の単位は、特別支援学校教諭免許状の授与を受けた際又は過去に領域追加した際に修得した第3欄の単位をもってこれに替えることができる(省令第7条第4項)。 ただし、この単位振替により第3欄の科目が最低単位数に不足することとなる場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得する必要がある。(第3欄の単位を第2欄に振り替えない場合でも、追加領域が第3欄から削られることにより、第3欄の科目が最低単位数に不足することもあり得る。) <p>【1種への追加の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に2種で有している領域を1種へ追加する場合、1種の領域追加に必要な単位数から2種の領域追加に必要な単位数を差し引いた残りの単位の修得により領域追加が可能。(2種免許取得時の根拠規定不問) 								

2 授与申請に必要な書類等 【単位修得による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑧返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」及び「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:3,300円 ※3,300円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で3,300円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可)
⑥領域追加する免許状【原本】	免許状が手許にない場合は、別途「誓約書」の提出が必要	・免許状原本が手許にない(紛失等)場合は、予めご連絡ください ・「誓約書」の書式は、ご連絡いただいた後にお渡します
⑦既に所有している免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	
⑧返信用封筒	角型2号 切手貼付 490円(申請する免許状が4枚以内の場合) 560円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑨戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください